

卒後の進路・福祉サービス利用



R6.10.22 まかろん

右のQRコードから
左のページの表示を
お願いします。



合同会社サクスシェア 相談支援専門員 田中 聡



【子どもから大人へ：進路の選択肢】

学校

特別支援
学校
幼稚部

特別支援学校小学部

特別支援学校中学部

特別支援学校高等部

高等特別支援学校

小・特別支援学級（在籍）

中・特別支援学級（在籍）

サポート校

保育園

小・特別支援学級（通級）

中・特別支援学級（通級）

通信制高等学校

専門学校

幼稚園

小・普通学級

中 普通学級

定時制高等学校

短期大学

普通高等学校

大学

0

6

12

15

18

20

児童発達支援

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援

生活介護・自立訓練

福祉サービス

就労継続支援B型（就労移行支援）

就労継続支援A型（就労移行支援）

一般

・フリースクール

障がい者雇用（就労移行支援）

一般就労（就労移行支援）

子どもから大人へ



進路の選択肢：納税者か否か

【18歳・20歳 になるとできること】

18歳

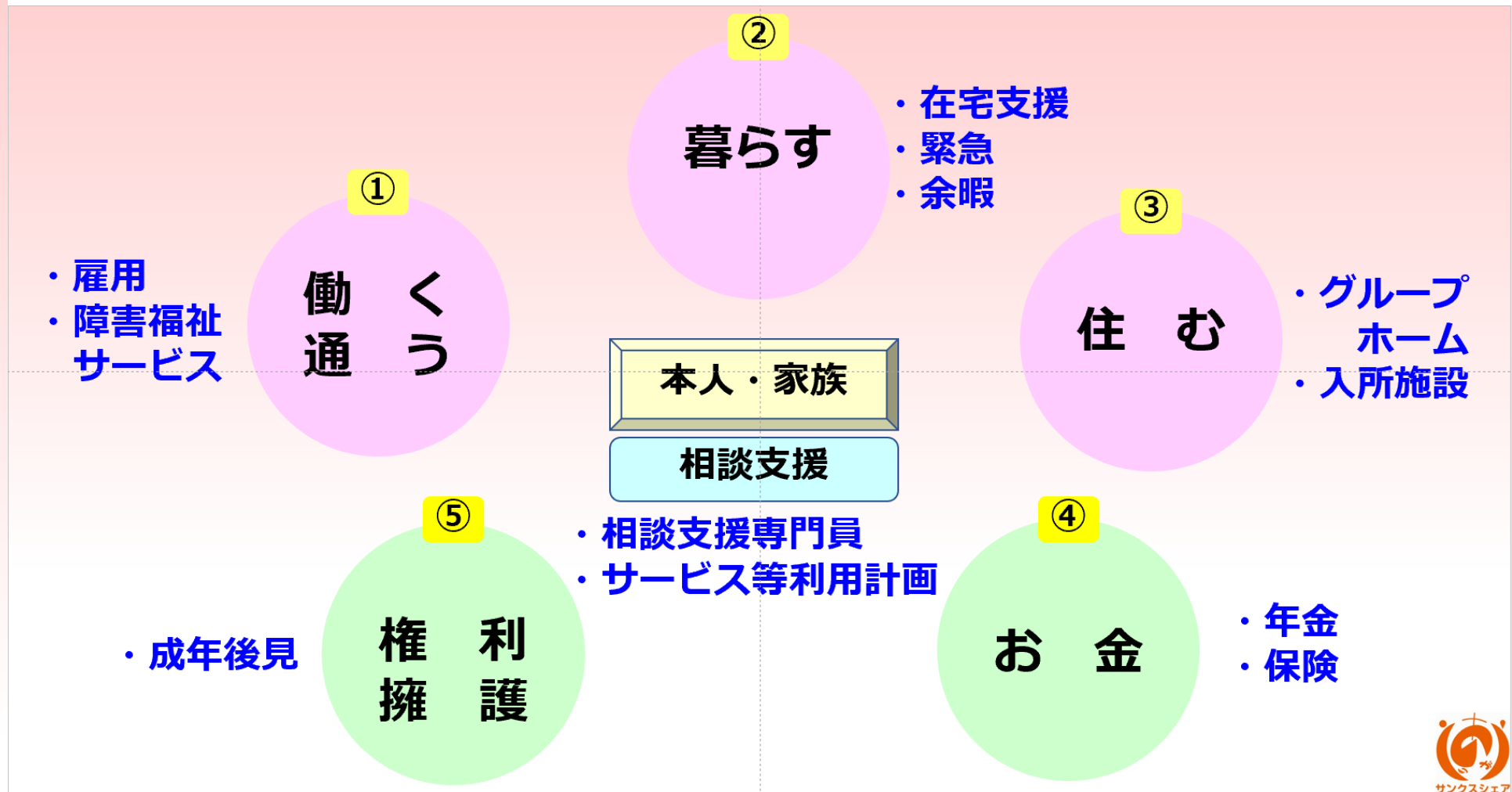
- 親の同意がなくても契約ができる
 - ・ 携帯電話の契約
 - ・ ローンを組む
 - ・ クレジットカードをつくる
 - ・ 一人暮らしの部屋を借りる など
 - 10年有効のパスポートを取得する
 - 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
 - 結婚
女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。
 - 性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる
- ※ 普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能

20歳

- お酒を飲む
- たばこを吸う
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う
- 養子を迎える
- 大型・中型自動車運転免許の取得（大型自動車運転免許の取得は21歳以上）

	説明	手続きの時期	備考
18歳	福祉サービスの受給者証	18歳の誕生月の月末までは、障害児のサービスの受給者証。翌月から障害者のサービスの受給者証となる。	誕生日の2か月程度前から（市町村役所から案内）
20歳	障害年金の手続き	病院受診や診断書など必要な書類がある。	誕生月の3か月ほど前から申請が可能。

進路を考える5つの視点

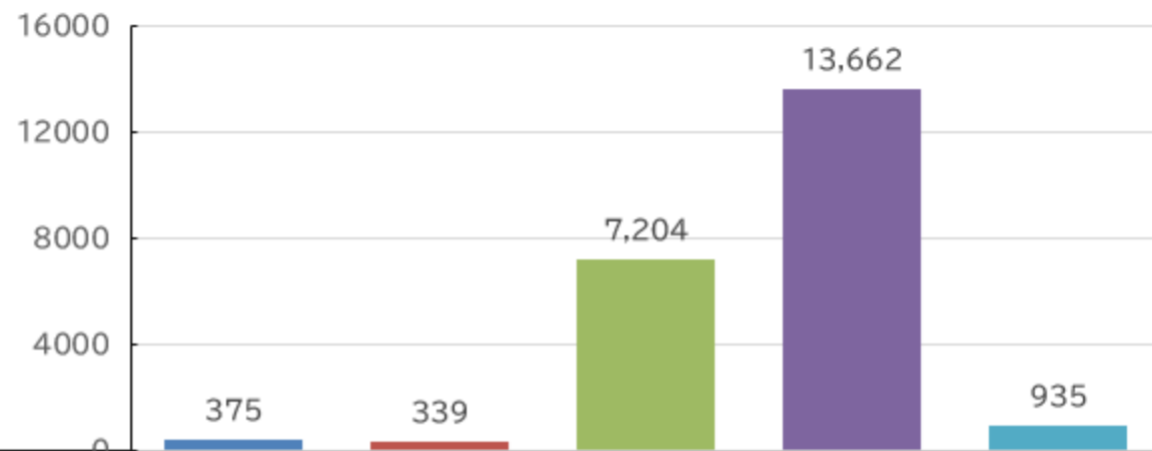
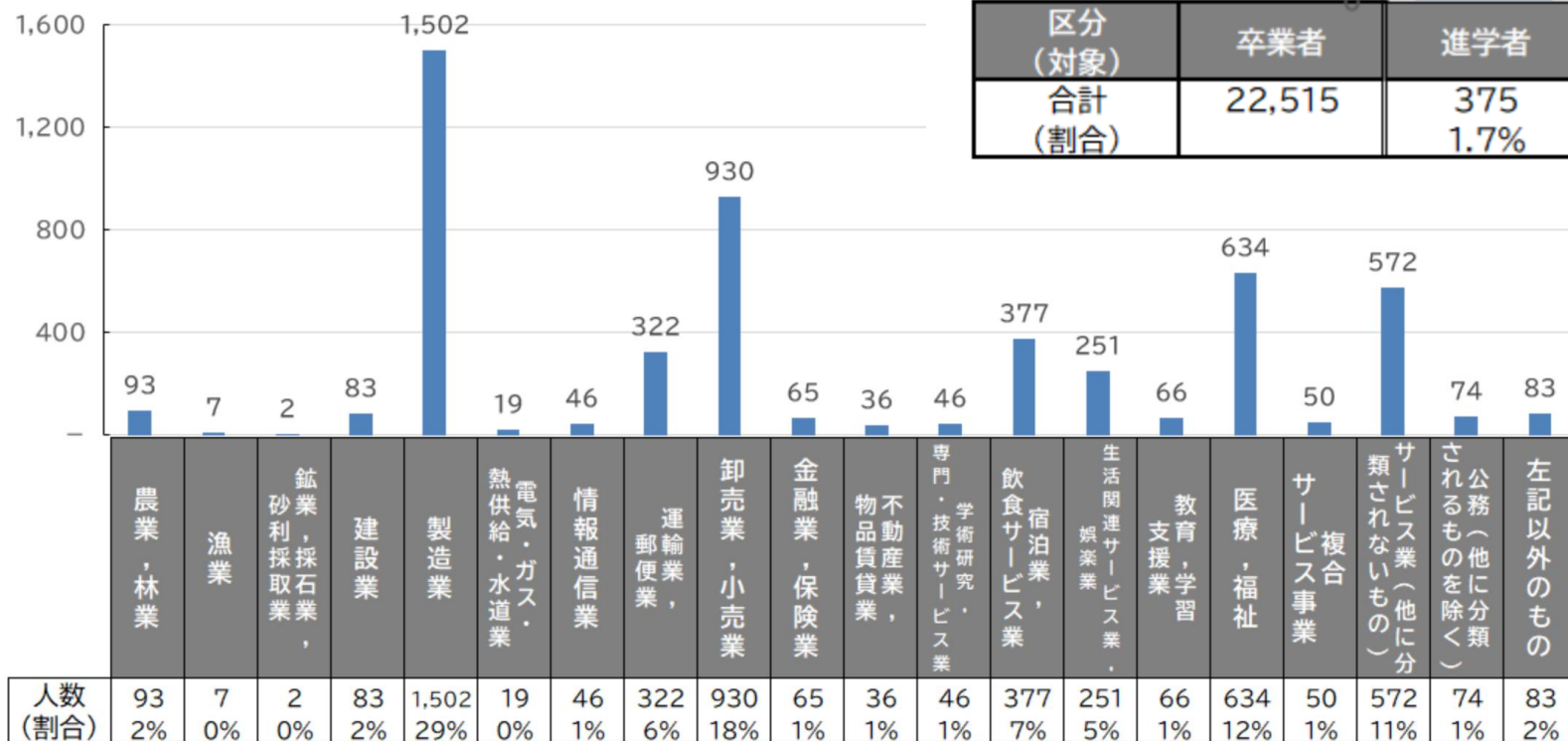


① 働く・通う

就職の現状

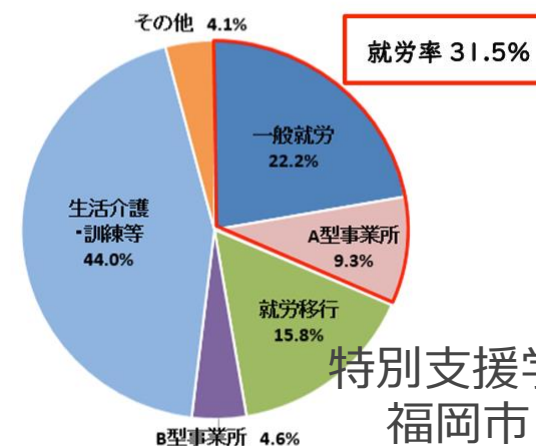
出典：「学校基本統計」（文部科学省）
特別支援学校 令和2年

【産業別就職者数】



区分 (対象)	卒業生	進学者	教育訓練機関 等入学	就職者等	社会福祉施設 等入所・通所	その他
合計 (割合)	22,515	375	339	7,204	13,662	935
		1.7%	1.5%	32.0%	60.7%	4.2%

卒業後の進路先 割合（過去5年間平均）
平成27年～令和元年度卒業生



特別支援学校
福岡市



福岡市の就労支援

福岡市就労支援センター

発達障がい者の相談割合
40.5%（毎年30%増）

2021～2023の2年間
登録116人中34人就職

就労定着の現状

障害者の平均勤続年数の推移

職場定着

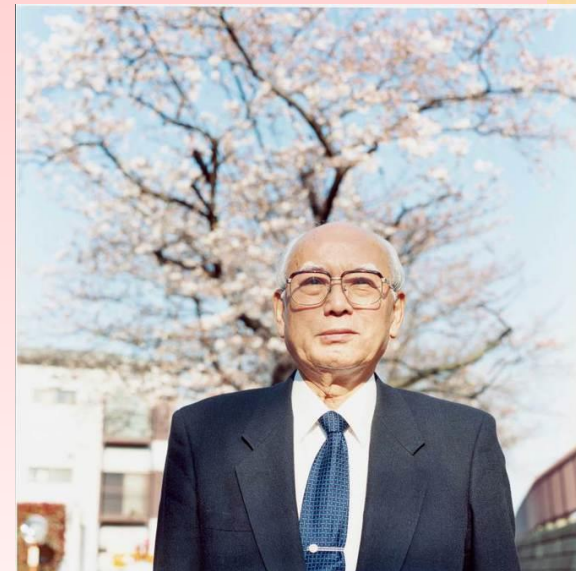
障害者の平均勤続年数については、近年、新たに雇い入れられる者が増加していることもあるが、全体として、精神障害の場合には短い傾向が見られる。

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成10年	12年0ヶ月	6年10ヶ月	—
平成15年	10年0ヶ月	9年3ヶ月	3年9ヶ月
平成20年	9年2ヶ月	9年2ヶ月	6年4ヶ月
平成25年	10年0ヶ月	7年9ヶ月	4年3ヶ月

※ 勤続年数：事業所に採用されてから調査時点（各年11月1日）までの勤続年数をいう。
ただし、採用後に身体障害者となった者については身体障害者手帳の交付年月を、採用後に精神障害者となった者については事業所において精神障害者であることを確認した年月を、それぞれ起点としている。

出典：障害者雇用実態調査結果報告書（平成10、15、20、25年度）（厚生労働省障害者雇用対策課）

福祉サービス等	解説	留意点
一般就労	障がいを公表せずに就労	障がいがない人との区別なし (全年齢平均額32.3万円)
一般就労 (障がい者雇用)	障がい者雇用枠で採用	ジョブサポート制度 身体21.5万 知的・精神・発達12万前後
就労継続支援A型	福祉サービス（雇用契約）	最低賃金の保障 一日4h～5h 月7.4万円～9.3万円
就労継続支援B型	福祉サービス（工賃）	最低3000円～3万円 一般就労の可能性あり
生活介護	日常的に介護が必要 (工賃あり)	数千円 就労困難



日本理化学工業株式会社

イベント・ギャラリー | アクセス情報 | リンク | English | Français

Google カスタム検索 TEL:044-811-4121

トップページ | 商品紹介 | 会社案内 | 障がい者雇用 | エコロジー | キットバスオンラインショップ | よくある質問 | お問い合わせ

ダストレスチョーク

書き味よく、より鮮明に！
環境にやさしい、
エコロジーで高品質なチョークです。

ホタテ貝殻再生材配合で
特許を取得しました。

学校の定番品です。

学校、塾など教育関係の方々へ
学校の定番品、ホタテ貝殻配合のダストレスチョークや新発売の粉が出ないキットバスビューシリーズをご紹介します。

小さなお子様をお持ちの方へ
お子様の創造力を育む、キットバスなどの商品をご紹介します。

オフィス・ショップ・レストラン・工事現場関係の方々へ
粉が出ないキットバスはメニューボードやPOP作成に最適です。工事現場のマーキングにも！

新製品情報 Topics

紙の黒板

- ・自力で通う
- ・はいと返事
- ・あいさつ
- ・いじわるをしない

社員の7割が知的障がい者の会社

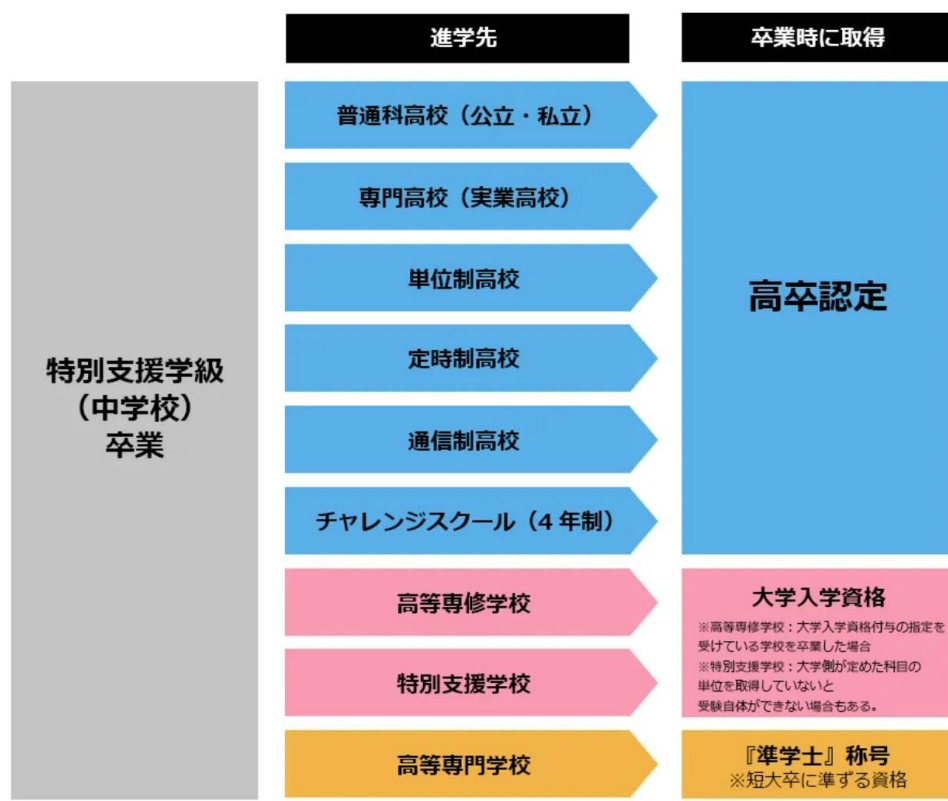


学校の選択（小中）

学校	解説	留意点
普通学校 （通級による指導）	全日制高等学校受験可能	
特別支援学級 （在籍）	高校受験時内申書の点数	あとから通常学級にもどることは難しいことが多い
特別支援学校	療育手帳等の取得が必須になる傾向が強くなっている （入学者増のため）	

学校の選択（高校）

学校	解説
普通高等学校	高等学校卒業資格あり
専門高校（実業高校） 単位制高校 定時制高校	高等学校卒業資格あり
通信制高等学校	入学は中学1年の学力必要 高等学校卒業資格あり 独自のカリキュラム
特別支援学校（高等部）	高等学校卒業資格なし



費用5万円/月程度

一般企業就職
3人に一人

通信制高校の事例

学校法人角川ドワンゴ学園
N高等学校・S高等学校

入学相談窓口
☎0120-0252-15
平日10:00~19:00

説明会・相談会

資料請求(無料)



Net course
ネットコース



Commute course
通学コース



Tutoring course
個別指導コース



Open Campus
オープンキャンパス

ネットの高校とは？

N高等学校・S高等学校はKADOKAWA・ドワンゴが創るネットと通信制高校の制度を活用した、新しいネットの高校です。生徒数は両校合わせて26,197名になります（2023年9月30日時点）。

 N高等学校

詳しくみる →

 S高等学校

詳しくみる →



福祉サービス
2つの給付

1 介護給付

① 居宅介護(ホームヘルプ) ③者④児

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護 ③者

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。2018(平成30)年4月より、入院時も一定の支援が可能となりました。

③ 同行援護 ③者④児

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)・移動の援護等の外出支援を行います。

2 訓練等給付

① 自立訓練 ③者

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

② 就労移行支援 ③者

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

③ 就労継続支援
(A型=雇用型、B型=非雇用型) ③者

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

④ 就労定着支援 ③者

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

⑤ 自立生活援助 ③者

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

⑥ 共同生活援助
(グループホーム) ③者

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。
さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

主に、危険を回避するために必要な支援や外

のサービスを包括的に行います。

夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の

機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日

り、食事の介護等を行うとともに、創作的活

り、食事の介護等を行います。

福祉サービス
2つの給付

2 訓練等給付

① 自立訓練 ⑥者

② 就労移行支援 ⑥者

③ 就労継続支援
(A型=雇用型、B型=非雇用型) ⑥者

④ 就労定着支援 ⑥者

⑤ 自立生活援助 ⑥者

⑥ 共同生活援助
(グループホーム) ⑥者

日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

1 介護給付

① 居宅介護(ホームヘルプ) ⑥者⑥児

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護 ⑥者

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。2018(平成30)年4月より、入院時も一定の支援が可能となりました。

③ 同行援護 ⑥者⑥児

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。

④ 行動援護 ⑥者⑥児

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援 ⑥者⑥児

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

⑥ 短期入所(ショートステイ) ⑥者⑥児

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

⑦ 療養介護 ⑥者

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

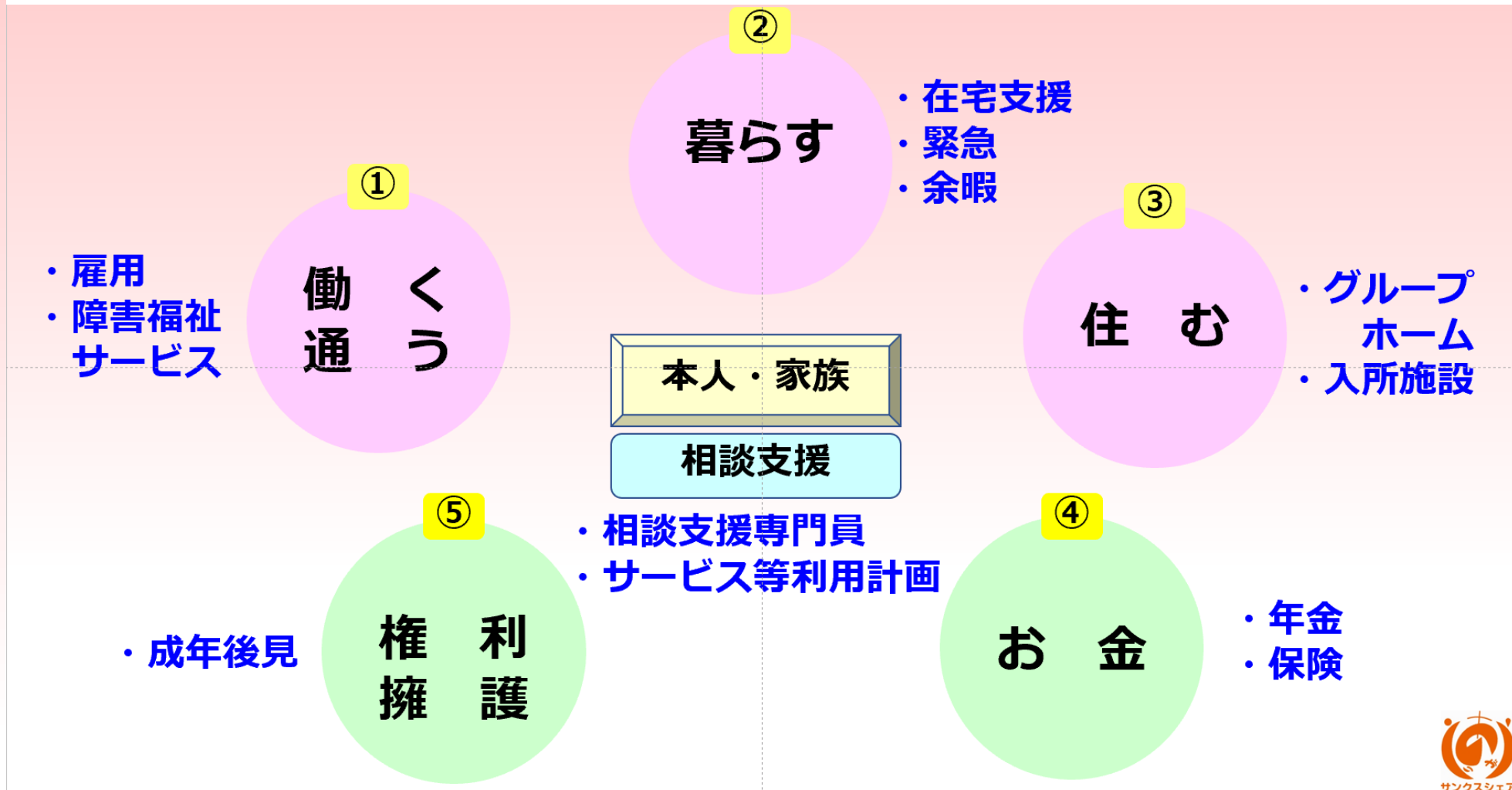
⑧ 生活介護 ⑥者

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

⑨ 障害者支援施設での夜間ケア等
(施設入所支援) ⑥者

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

進路を考える5つの視点



② 暮らす

・障がいの程度によって、利用の可否、利用時間数などが違う

① 家事サポート

- 居宅介護の家事援助
- 調理、買い物代行、掃除・片付け、ごみ捨て、郵便物確認
- 病院の薬とりの代行 など

② 身体の介護

- 居宅介護の身体介護、重度訪問介護、
- 訪問入浴サービス（移動入浴車）
- 入浴、排せつ、着替え、食事などの介護全般

③ 外出支援

- 移動支援、行動援護（行動障がい）、同行援護（視覚障がい）
- 重度訪問介護
- 外出先まで安全に移動するための支援、情報提供、余暇支援等

【進路：5つの視点】 ② 暮らす 「余暇支援」



楽しい絵画



パソコン



収穫祭

令和4年 June		9月		東障がい者フレンドホーム 月間予定表			
曜日	日	月	火	水	木	金	土
日付	～9月の単発教室のご案内～			1	2	3	
午前	9/3(土) うどん作り教室		大人の絵画				うどん教室
午後	9/17(土) 浴衣でメモリアル撮影						
午後	9/30(金) 介護者支援講座 ＝和菓子作り＝ ※ご希望の方は、職員へお声掛けください！				健康 すいすい教室		たんぽぽ
日付	4	5	6	7	8	9	10
午前	たのしい絵画 ①	休館日		ツナグYOGA①	チューリップ くらぶ	はがき絵	親子リミックス
午後	たのしい絵画 ②			ツナグYOGA②			ニュースポーツ
午後	松島遊遊ランド		青葉のたまり場			ふよう余暇 (運動)	リズム遊び
午後			ゲンキ体操				音楽クラブ①
午後			幼児リミックス ①②	松島くらぶ 3B体操			音楽クラブ②
日付	11	12	13	14	15	16	17
午前	松島遊遊ランド	休館日		あすなろ	大人の絵画	サポーター会議	
午後				東っ子 小	茶道	健康 すいすい教室	3B体操
午後			キッズエンジェル				浴衣でメモリアル撮影
日付	18	19	20	21	22	23	24
午前	たのしい絵画 ①	休館日 教者の日		ツナグYOGA①	チューリップ くらぶ	祝日 秋分の日	親子リミックス
午後	たのしい絵画 ②			ツナグYOGA②			ニュースポーツ
午後	松島遊遊ランド		ゲンキ体操				リズム遊び
午後			和白白強	ピアリがし	ふよう余暇 (絵画)		音楽クラブ①
午後			幼児リミックス ①②				音楽クラブ②
日付	25	26	27	28	29	30	
午前	書道①	休館日		あすなろ		介護者支援講座	
午後	松島遊遊ランド			東っ子 中高	リラクソヨガ		
午後	書道②		キッズエンジェル				



和太鼓

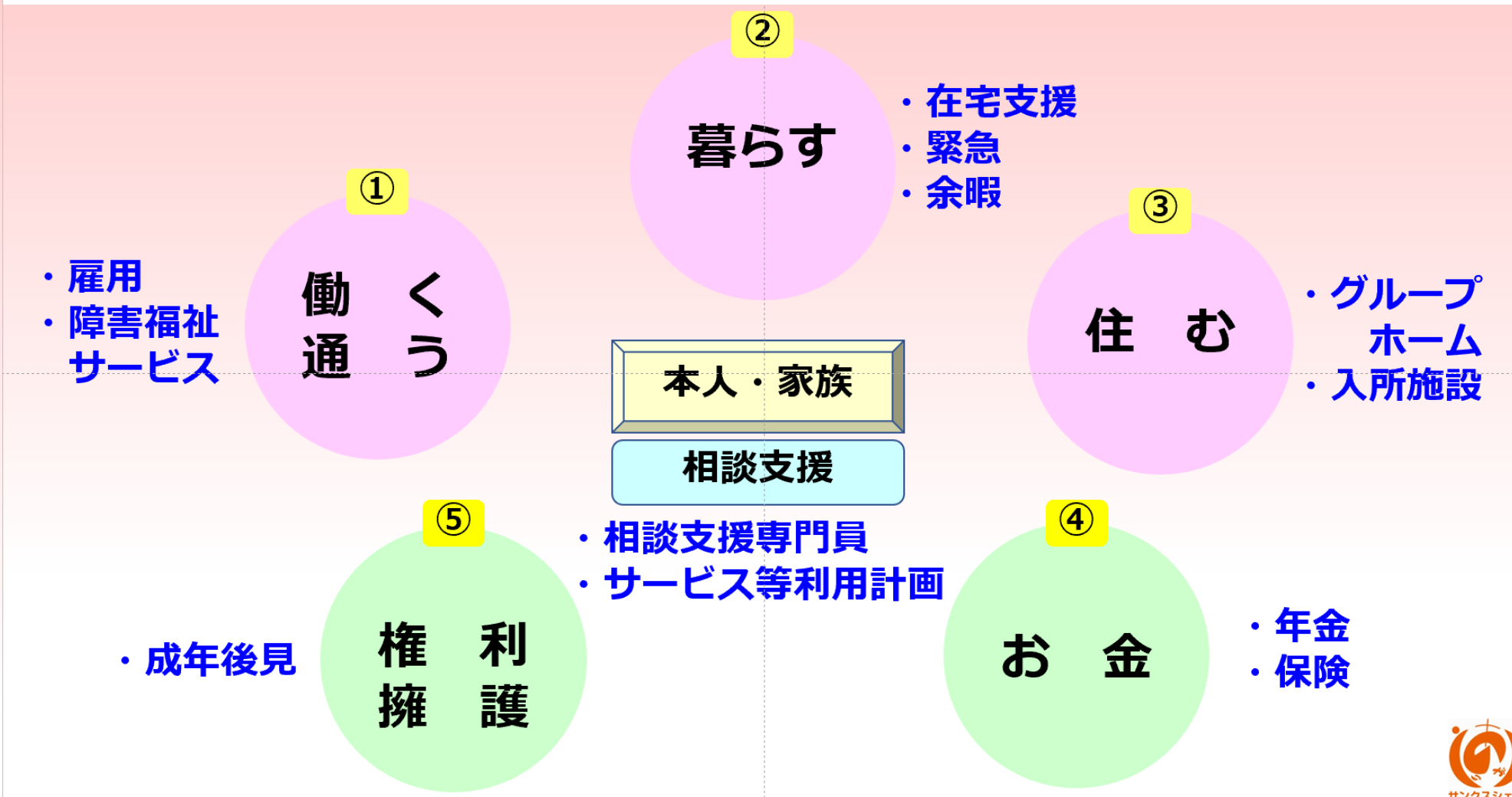


音楽クラブ



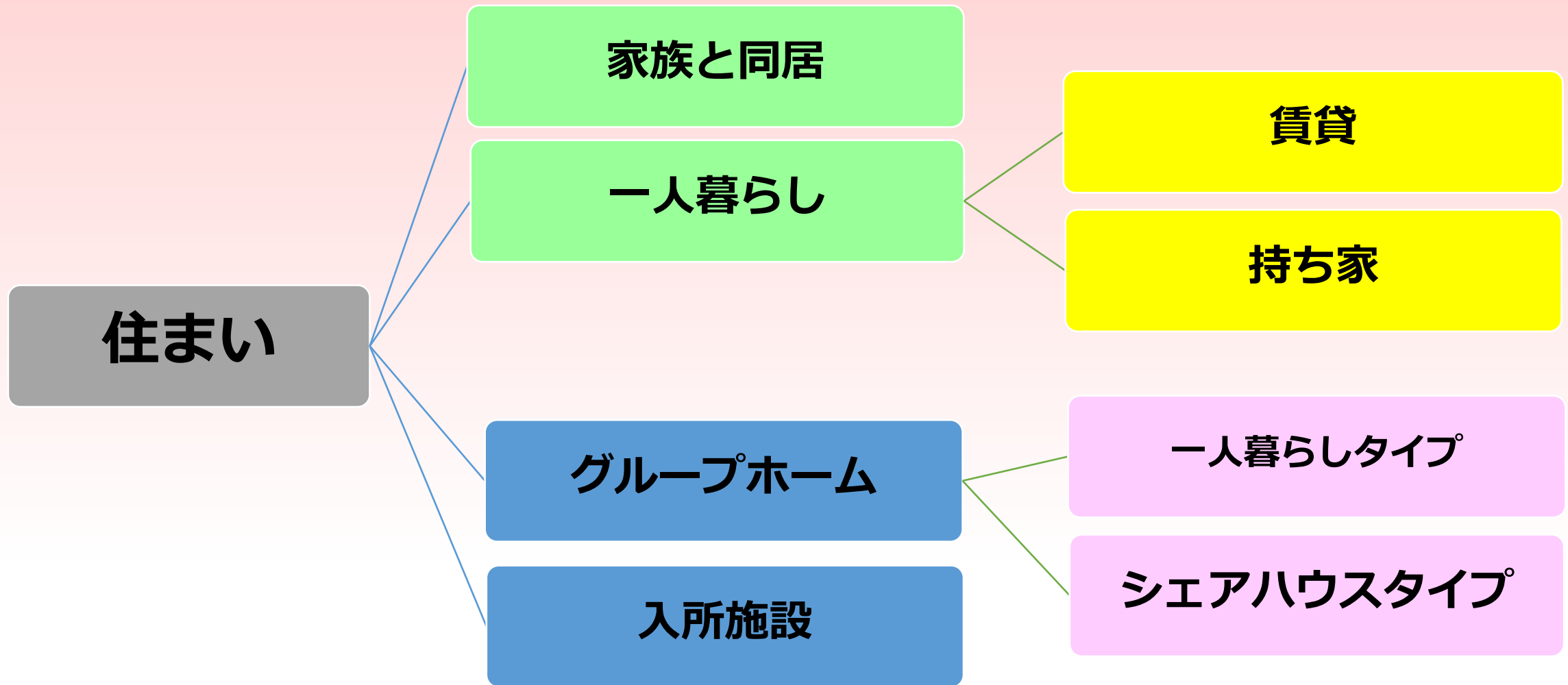
そば打ち

進路を考える5つの視点



③ 住む





地域の中にある住宅(アパート・マンション・一戸建て等)において、地域住民との交流が確保される中で、世話人による日常生活のサポートを受けながら家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場

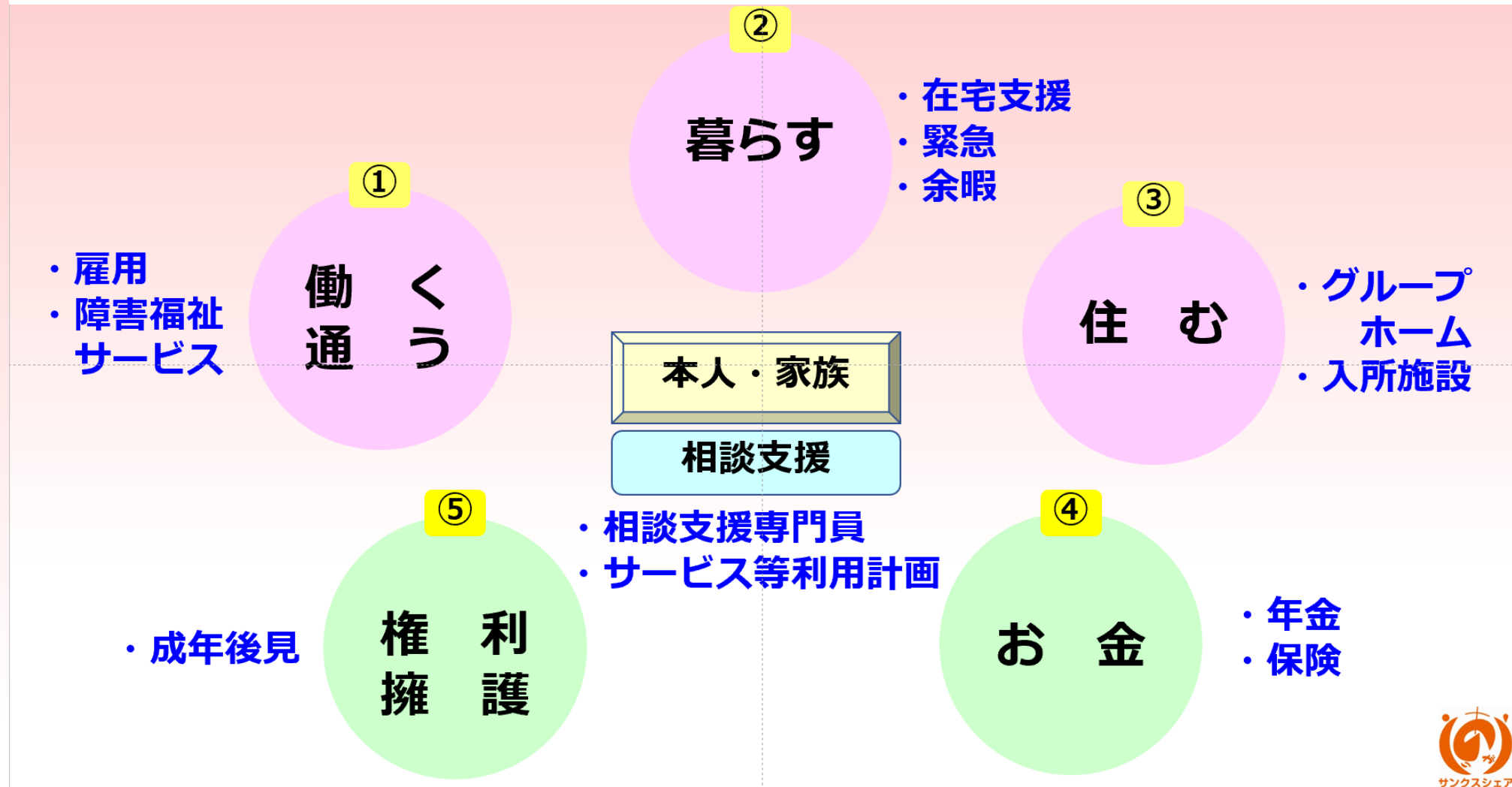
	共同生活援助（グループホーム）		
種類（制度）	①介護サービス包括型	②外部サービス利用型	③日中サービス支援型
対象者	障がい支援区分に関わらず利用可能		
サービス内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談などの日常生活上の援助		
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供
事業所数 (令和2年4月時点)	7718事業所	1312事業所	182事業所
利用者数 (令和2年4月時点)	114,554人	15,551人	2,344人

※厚生労働省「障がい福祉サービス等報酬改定利用検討チーム」資料より抜粋

【進路：5つの視点】 ③ 住む 「グループホーム」

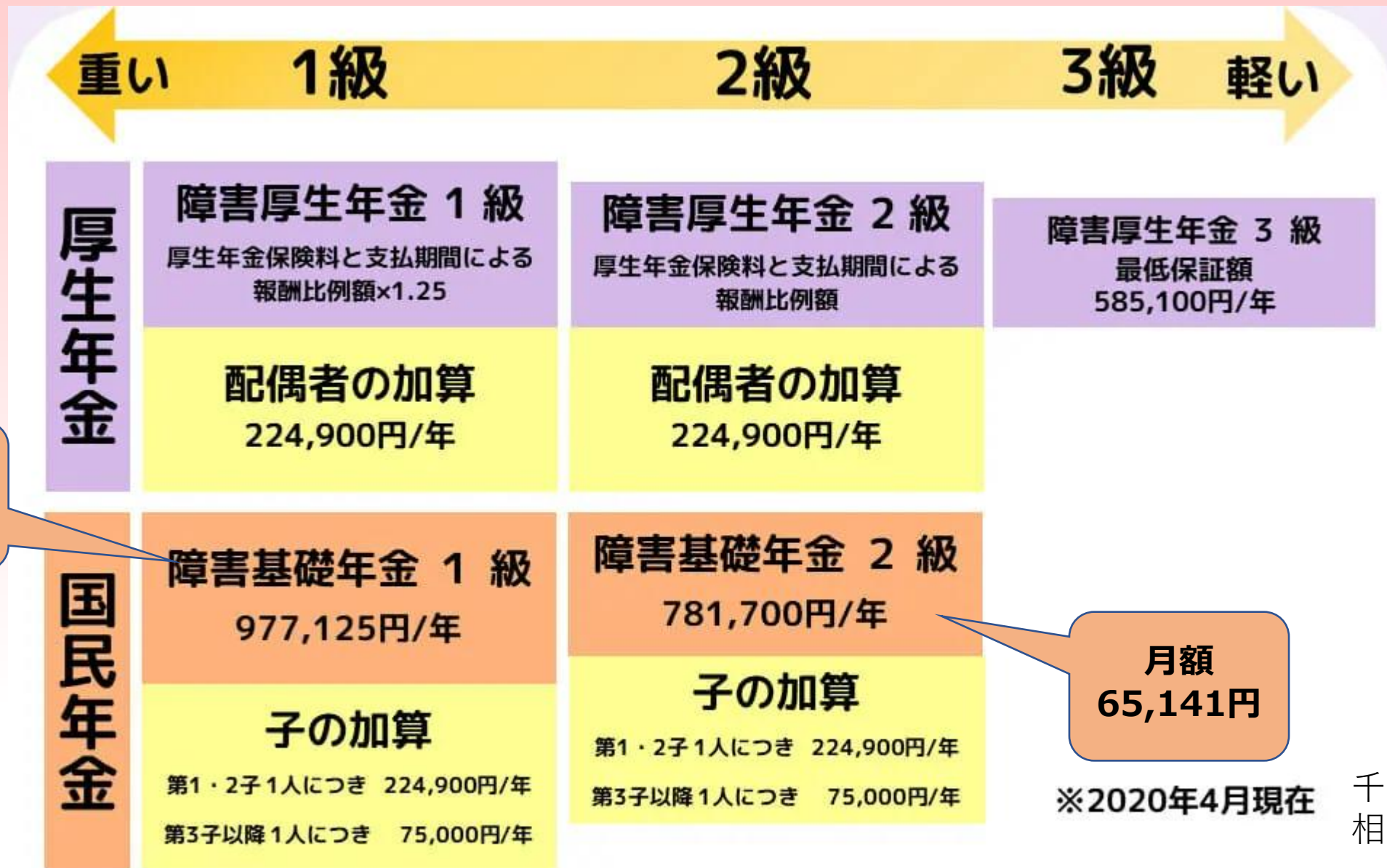
項目	グループホームでのおおよその支出金額	備考
利用料	0円	※所得に応じた利用者負担上限額あり。 市民税非課税世帯は0円。収入に応じて、 毎月9,300円、18,600円の負担がある方もいる。
家賃	2万円～4万円	※収入に応じて、家賃補助10,000円がある。
光熱費	1万円	
日用品	3,000円～5,000円	
食費	25,000円～30,000円	※GHでは朝食、夕食。昼食は通所事業所にて負担。 (食事提供加算)
通信費	5,000円	
おこづかい	5,000円～10,000円	※ご本人の好きな事、趣味にもよって変わってくる。
その他	医療費、保険、サポートにかかるもの	※将来、日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用 する場合は利用料や後見報酬など。
合計	多めの額で計算すると・・・計：9万円	※10万円-家賃補助1万円=9万円

進路を考える5つの視点



④ お金





月額
81,427円

月額
65,141円

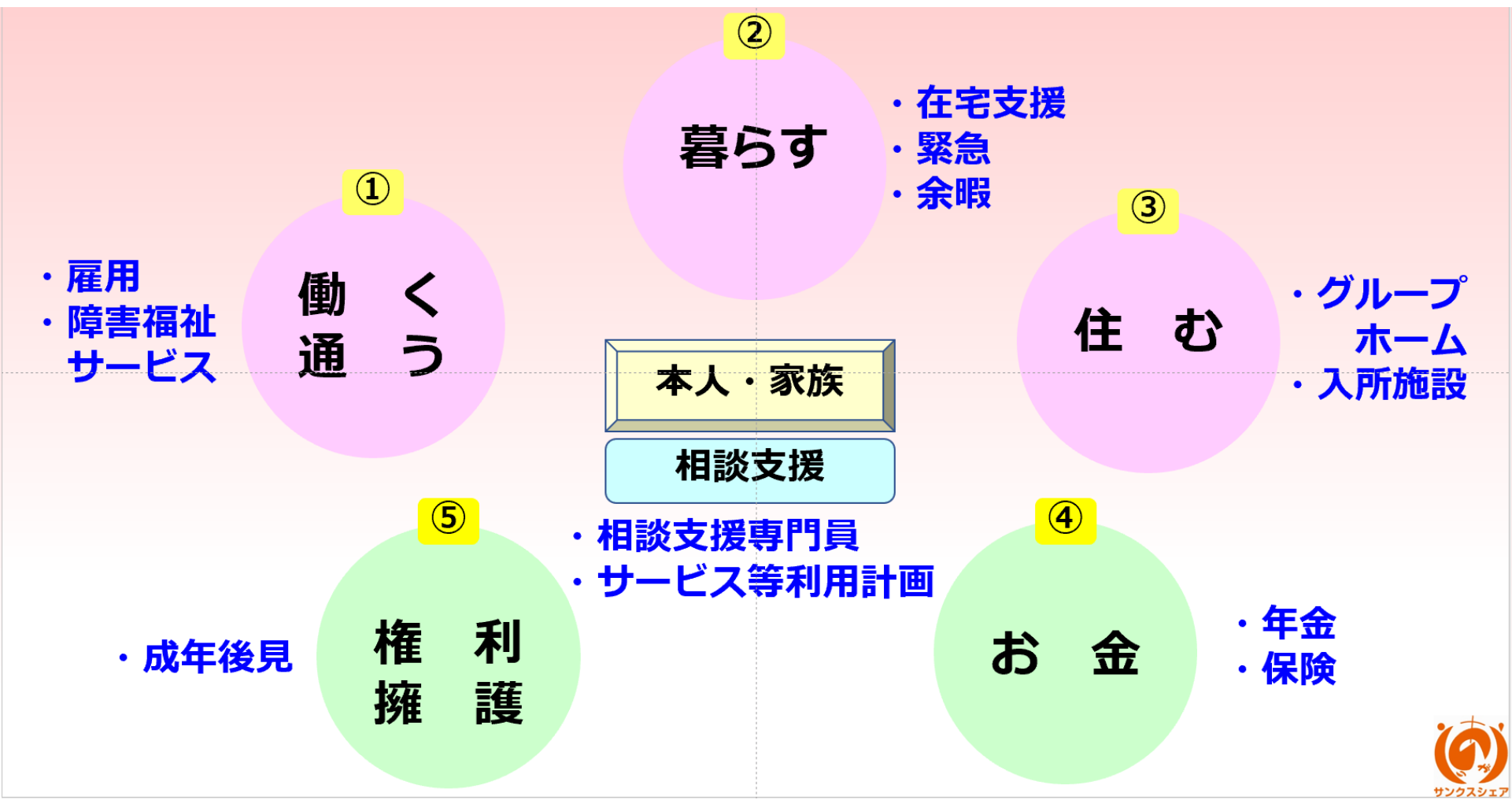
※2020年4月現在

※配偶者の加算は配偶者の年収が850万円以下である場合に加算対象となります

千葉障害年金
相談センター資料



進路を考える5つの視点



⑤ **権利擁護**



法定後見制度

任意後見制度

後見

判断能力がほとんどない場合

買い物に行ってもつり銭の計算ができず、必ずだれかに代わってもらおうなどの支援が必要

保佐

判断能力が著しく不十分な場合

日常の買い物程度は一人でできるが、自動車の購入など重要な財産の行為を一人でするのが難しい

補助

判断能力が不十分な場合

自動車の購入なども一人でできるかもしれないが、不安な部分が多く、支援者の支えがあったほうがよい

後見人が行使できる権利

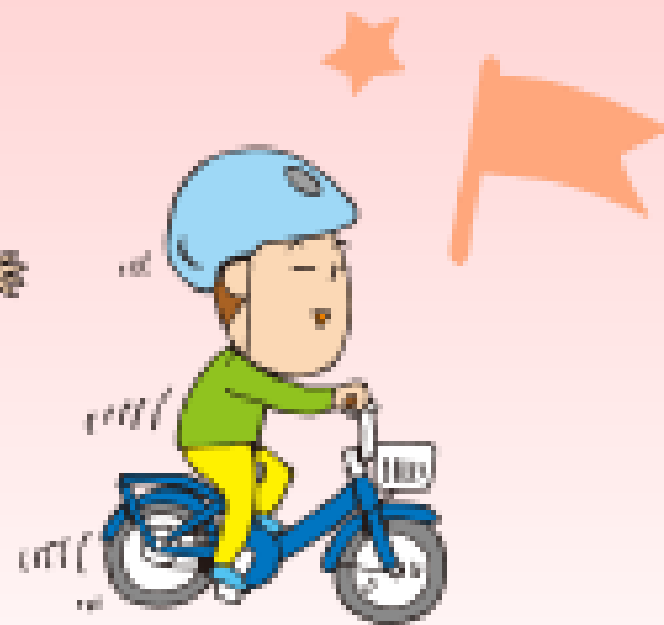
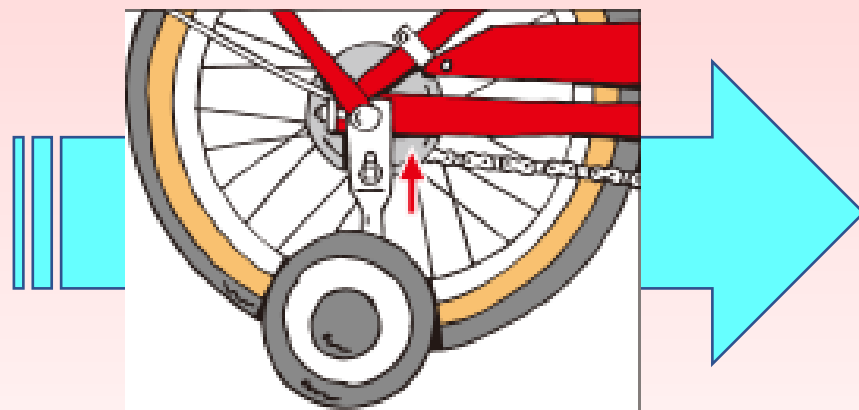
【代理権】 本人が本来行う法律行為を本人に代わって行う権利

【同意権】 本人が行った法律行為を了解する権利

【取消権】 本人が行った法律行為に関して、不利と認められる場合は、その行為を取り消すことができる権利

法定後見人			管理財産額 5,000万円 超の場合	法定後見 (72万/年)
管理財産額	月額	年額		
1,000万円以下	2万円	24万円	10年	720万円
1,000万円 ~5,000万円	3~4万円	36~48万円	20年	1,440万円
5,000万円~	5~6万円	60~72万円	30年	2,160万円
			40年	2,880万円

最高裁判所HP (成年後見人等の報酬額のめやす)



子育て = 補助輪
つけ



補助輪
はずし



ひとりのできる

手助けの量

本人に育ってほしいこと

- 外に出て社会体験をする（やりたいこと）
- 要求を出せること（依頼ができる）
- 人に好かれること

～自分の「好き」から探してみよう～
「好き」で調べる

自然と科学
に
関係する職業



- 花や植物が好き
- 動物[爬虫類・魚と鳥を含む]が好き
- 虫が好き
- 人体・遺伝が好き
- 雲や空や川や海が好き
- 火と炎と煙が好き
- 星や宇宙が好き
- 算数・数学が好き

アートと表現
に
関係する職業



- 音楽が好き
- 絵やデザインが好き
- 文章が好き
- ダンスが好き
- 映画が好き
- テレビやラジオが好き
- ステージが好き

何も好きなことがないと
がっかりした子のための
特別編



- => [特別編について](#)
- 戦争が好き
 - ナイフが好き

スポーツと遊び
に
関係する職業



- スポーツをするのが好き
- 賭け事や勝負事が好き
- 収集するのが好き
- アウトドアライフが好き
- メカ・工作が好き
- 乗り物が好き

旅と外国
に
関係する職業



- 旅行が好き
- 外国語が好き
- 地図を見るのが好き

おすすめ情報

【業界特集】
地域の暮らしをバックアップする - 司法書士の仕事

【業界特集】
制作現場を取材! - ドラマづくりの仕事

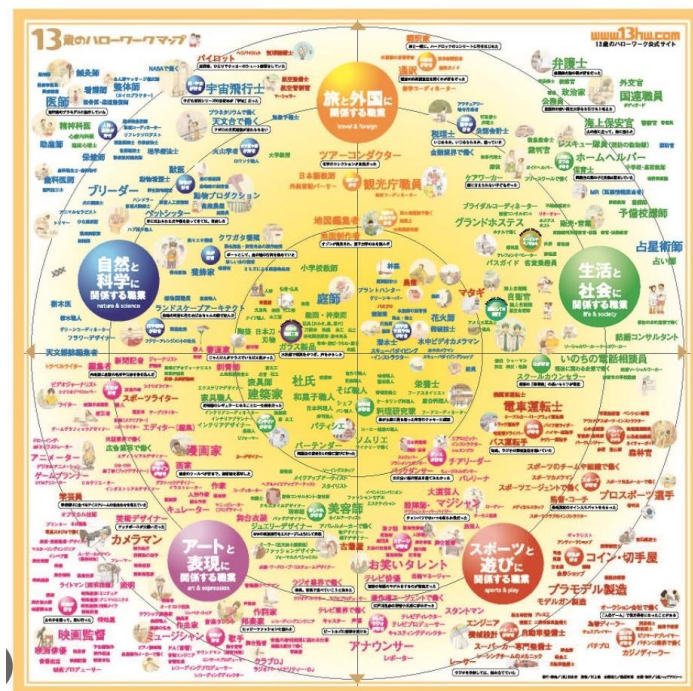
回答してくれる

はこちら

校

events

情報



診断

りの仕

は
術的に

3

セラーに89

障がい福祉のてびき

・主な障がい福祉施策一覧表	1
1 相談窓口	
・各区福祉・介護保険課	3
・障がい者更生相談所	3
・こども総合相談センター	3
・各区健康課	4
・精神保健福祉センター	4
・心身障がい福祉センター (あいあいセンター)	4
・高次脳機能障がい支援センター	4
・療育センター(東部・西部)	5
・こども療育相談窓口	5
・発達障がい者支援センター (ゆうゆうセンター)	5
・発達教育センター	5
・区障がい者基幹相談支援センター	6
・介護実習普及センター	7
・住宅改造相談センター	7
・認知症介護相談	7
・権利擁護のための相談窓口	7
・福岡市社会福祉協議会 あんしん生活支援センター	8
・福岡市障がい者就労支援センター	8
・福岡市障がい者110番 障がい者の差別解消に関する相談	8
・障がい者の虐待に関する 通報・届出の窓口	8
・福岡市聴覚障がい者情報センター	9
・ろうあ者相談員・手話通訳者	9
・民生委員・児童委員	9
・こころの健康相談	9
・心の相談電話	9
・身体障がい者相談員、 知的障がい者相談員	9~11
・避難行動要支援者名簿	12
・避難情報配信システム	12
・NET119緊急通報システム・ FAX119番通報	12
2 手帳	
・身体障害者手帳の交付	13
・療育手帳の交付	14
・精神障害者保健福祉手帳の交付	15
3 医療・リハビリテーション	
・重度障がい者医療費助成制度	16

・自立支援医療制度	16
・後期高齢者医療制度	16
・結核児童の療育の給付	16
・すこやか歯科健診	16
・心身障がい福祉センター(あいあい)	16
・東部療育センター	16
・西部療育センター	16
・療育訓練	16
4 難病等	
・特定医療費(指定難病)助成事業	16
・特定疾患治療研究事業	16
・小児慢性特定疾病医療費助成事業	16
・福岡市在宅人工呼吸器使用患者の 支援事業	16
・福岡県在宅難病患者 レスパイト入院事業	16
・先天性血液凝固因子障害等 治療研究事業	16
・肝炎治療特別促進事業	16
・難病医療講演会・相談会	16
・難病患者等訪問指導事業	16
・福岡県難病相談支援センター 福岡市難病相談支援センター	16
・特定医療費(指定難病)支給認定 対象疾病一覧	16
5 手当・年金・給付金等	
・特別障がい者手当	16
・障がい児福祉手当	16
・福岡市重度心身障がい者福祉手 当	16
・外国人重度心身障がい者給付金	16
・特別児童扶養手当	16
・児童扶養手当	16
・災害遺児手当	16
・年金制度	16
・障害基礎年金(国民年金)	16
・特別障害給付金	16
・障害厚生年金	16
・産科医療補償制度	16
・心身障害者扶養共済制度	16
・生活福祉資金(福祉資金)	16
・在宅酸素療法者に対する電気料助 成	16
・自動車運転免許取得の助成	16
・自動車改造費の助成	16

新型コロナウイルスの影響により
よっては記載内容に変更がある場
合があります。

6 障害者総合支援法のサービス	
・サービスを利用できる人	35
・サービスの種類など	35
・障がい福祉サービス利用までの流れ	36
・障がい支援区分	37
・障がい支援区分と利用できるサービス	37
・障がい福祉サービスを利用したときの費用	38
・地域生活支援事業を利用したときの費用	38
・高額障がい福祉サービス費	39
・障がい者等地域生活支援協議会	40
7 障がい児の主な福祉制度・サービス	
・サービス受給者証について	41
・受給者証で利用できる福祉サービス	42
・児童発達支援等(受給者証のサービス) の利用者負担について	43
・その他の主なサービスについて	44~46
8 生活用具等	
・補装具費の支給	47
・日常生活用具の給付	48~51
・福祉電話等の給付・貸与・声の訪問	52
・緊急通報システム機器の設置	52
・徘徊知的障がい者捜索システム事業	52
・点字図書給付事業	52
9 在宅サービス	
・居宅介護(ホームヘルプ)	53
・重度訪問介護	53
・訪問入浴サービス	53
・短期入所	54
・日中一時支援(日中預かり)	54
・重度障がい者入院時 コミュニケーション支援	54
・地域移行支援	55
・地域定着支援	55
・自立生活援助	55
・訪問型在宅レスパイト事業	55
・特別支援学校放課後等支援事業	56
・医療的ケア児在宅レスパイト事業	56
・緊急一時介護	57
・配食サービス	57
・強度行動障がい者集中支援	57

10 外出の支援	
・移動支援	58
・同行援護	58
・行動援護	58
・「ふくおか・まごころ駐 車場禁止除外指定車標章	58
・専用場所駐車標章	58
・市営駐車場の利用料金の 減免	58
・市営自転車駐車場の利用 料金の減免	58
・歩行困難な身体障がい者 自転車の取扱い	58
・福岡市バリアフリーマッ ク	58
11 交通	
・福祉乗車券・福祉乗車証	59
・福祉タクシー料金の助成	59
・障がい者移送サービス	59
・タクシー料金の1割引制	59
・福岡市地下鉄料金の割引	59
・市営渡船運賃の割引	59
・JR九州(鉄道)	59
・JR九州バス	59
・西鉄電車(天神大牟田線)	59
・西鉄バス	59
・昭和バス	59
・航空	59
・有料道路	59
12 社会参加	
・補助犬	60
・手話通訳者の派遣	60
・市議会傍聴時の手話通訳	60
・要約筆記者の派遣	60
・盲ろう者通訳・介助員の 派遣	60
・市政だより・市議会だよ り(点字版・デジ版・音楽CD)	60
・会議録・議会月報(フロッ ピーディスク)	60
・市ホームページ	60
・郵便等投票制度	60
・代理記載制度	60
・視覚障がい者誘導用ブロッ ク、視覚障がい者誘導用 ブロッカー(音声装置付信号機)、福祉用 点字	60
・日常生活自立支援事業	60
・成年後見制度利用支援	60
・障がい者社会参加推進サ ポート	60
・福祉バスの利用	60
・重度訪問介護利用者の大 規模	60

13 就労	
・就労移行支援	74
・福岡市障がい者就労支援センター	74
・障害者就業・生活支援センター	74
・公共職業安定所(ハローワーク)	74
・福岡障害者職業センター	74
・福岡障害者職業能力開発校	75
・高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部	75
・たばこ小売販売業の許可	75
・受注コーディネイト窓口	75
・障がい者施設商品 アンテナショップ・カフェ	76
14 税の控除・減免	
・所得税	77
・市民税・県民税(住民税)	77
・固定資産税	78
・事業税	78
・相続税	78
・贈与税	78
・自動車税(種別割・環境性能割)・ 軽自動車税(環境性能割)	79
・軽自動車税(種別割)	79
15 公共料金等の割引	
・NHK放送受信料	80
・NTT電話番号案内料	80
・郵便料金	81
・携帯電話の基本使用料の割引	81
・J:COM(ジェイコム)ハートフルプラン	81
16 住宅	
・障がい者グループホーム	82
・身体障害者障害程度等級表	82
・市営住宅の入居申し込み	82
・障がい者等住宅改造助成	82
17 スポーツ・文化・レクリエーション	
・さんさんプラザ(障がい者スポーツセンター)	83
・福岡市障がい者スポーツ協会	84
・福岡市障がい者スポーツ協会事業計画	85
・福岡市障がい者スポーツ大会	86
・全国障害者スポーツ大会	86
・障がい者ボウリング大会	87
・市内のスポーツクラブ・文化サークル	87
・ふくふくプラザ(福岡市民福祉プラザ)	88
・字籍入り映像ライブラリー	88
・郵送による図書の貸出	88

・電子書籍の貸出	88
・福岡市立点字図書館	88
・文化教室	89
・会議室・研修室の利用	89
・社会適応訓練	89
・在宅重度障がい者レクリエーション	90
・在宅障がい児親子レクリエーション	90
・油山市民の森キャンプ場 身体障がい者優先炊飯所	90
・福岡市動物園(植物園エリア)「香りの路」	90
・各種施設利用料金の減免	91~93
18 啓発活動	
・障がい者週間	94
・世界自閉症啓発デー(発達障がい啓発週間)	94
・ときめきプロジェクト	94
・ボランティアの養成等	94
・地域保健福祉の推進	95
・社会福祉協議会	95
・ボランティアセンター	96
19 事業所・施設・グループホーム	
・障がい福祉サービス事業所 (通所施設・入所施設)	97~110
・障がい者グループホーム	111~115
・地域活動支援センター	116
20 障がい児の事業所・施設	
・障がい児入所施設	117
・障がい児通所施設	117~123
21 資料編	
・法律等	124~126
・身体障害者障害程度等級表	127~128
・障害者総合支援法の対象疾病一覧	129~130
・障害者に関するマークについて	131~132
・お知らせ (ハート・プラスマーク、ヘルプカード)	133
・関係窓口	134~137
・消防FAX通報カード	138

「障がい」の表記について
「障害」の表記について、「害」に否定的な意味があるため、「障
害者」のように人に関連して使用する場合には、ひらがなで表
記することにしてありますので、ご理解をお願いします。(団
体名などの固有な名詞や法令に基づく名称などは除きます。)

※サービスの利用にあたっては、事前申請が必要な場合が
あります。わからないことがあるときは、必ず事前に、
それぞれの窓口にてあずさください。